

ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(3)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 康
TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁判傍聴のお願い

次回の第4回口頭弁論は9月16日(金)午後1時より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。次々回は12月16日(金)1時30分からです。

第3回 裁判の目—ダム使用権の設定予定者の地位—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

「イチ抜けた」と言えばダム事業から撤退できるのに、これをしないで漫然と無駄なダムに税金を投入する。こんなことは違法であり、住民訴訟では正できなければおかしいと思いませんか？ただ、住民訴訟で問題とできるのは、財産の取得管理処分等のいわゆる「財務会計上の行為」でした（第1回、第2回裁判の目を参照。）。

ダムが完成するまでは、県は「ダム使用権の設定を受けるべき地位」（ダム使用権の設定予定者の地位）にとどまるのですが（特ダム法）、この設定予定者の地位は、いわば一種の期待権のようなもので、いまだ「財務会計上の行為」の対象となる「財産」とはいえないとも考えられます

しかし特ダム法上、県は、ダム使用権設定のための要件に適合し、かつ、基本計画中に規定されて初めて、ダム使用権設定予定者となるのですし、また、設定予定者となれば、将来、ダム使用権の設定を受ける排他的権利を確保するわけですから、これはもうれっきとした「財産権」に他ならないといえます

現地住民によるハッ場ダムの詩集『ダムに沈む村』 豊田政子著 上毛新聞社



「こういう詩句は本当に自分の村、家、いつも歩いた道、橋、通った学校が湖底に沈むことを目前にした人でなければ書けない。私も豊田さんの住む長野原町の山の方に住んでいるが、もし同じ立場だったらどんなにやりきれなかつたろう。

しかし、豊田政子さんがこれらの詩を発表したことはどれほど大事だったか。ダムに沈む村の人々の、一人の声が、永久に残るということは確かなことだから。」

～まえがき「永久に残る声」（岸田衿子）より～

「八ヶ場ダムを考える会」は今回の第44回衆議院選挙に際し以下のような公開質問状を5政党に送り回答を求めた。以下に公開質問書と各党からの回答のあらましが報道された毎日新聞と朝日新聞の記事を掲載した。詳しい回答は、「八ヶ場ダムを考える会」ならびに「八ヶ場ダムをストップさせる市民連絡会」のホームページをご覧ください。ホームページのアドレスは以下の通りです。

<http://www.yamba-net.org/modules/news/>
<http://www.yamba.jp.n.org/kaitou.xls>

八ヶ場ダム問題に関する公開質問書

(1) 八ヶ場ダム計画はすでに治水と利水の両面で必要性がなくなったという指摘がされています。八ヶ場ダム計画の必要性の有無について、どのようにお考えですか。

- A 必要性がない B 必要性がある C わからない D その他()
意見()

(2) 八ヶ場ダムができると、ダムサイト岩盤の崩壊やダム貯水域の地すべりの危険性が生じることが指摘されています。八ヶ場ダムによる災害誘発の危険性についてどのようにお考えですか。

- A きわめて問題 B 補強工事で対応可能 C わからない D その他()
意見()

(3) 八ヶ場ダムの建設は必要性の喪失、災害誘発の危険性のほかに巨額の費用を国民に負担させるなど、多くの問題があるので、中止すべきだという意見が出されています。八ヶ場ダムの建設の中止について、どのようにお考えですか。

- A 中止すべき B 中断して見直すべき C 事業推進 D わからない
E その他()
意見()

(4) 上記(3)の質問で「中止すべき」というお答えの場合は、八ヶ場ダム中止後におけるダム予定地の生活再建および地域振興に関して次の問い合わせにお答えください。

問い合わせ① 八ヶ場ダム計画による、これまでの53年にわたる精神的苦痛、経済的損失を補償するとともに、これから的生活を構築できるようにするため、生活再建を支援することが必要と考えられますか、ご見解は?

- A 生活再建支援が必要 B これから考える C 生活再建支援は不要 D その他()
意見()

問い合わせ② ダム中止後の生活再建策について貴党が見解をお持ちの場合は、以下に記してください。
回答()

問い合わせ③ ダム中止後に進めるべき地域振興事業について貴党が見解をお持ちの場合は、以下に記してください。
回答()

(5) ダム予定地の人たちは、貯水域の山側に造成する代替地へ移転することになっていますが、国土交通省の約束とは異なり、現実には代替地造成のひどい遅れ、分譲価格の高さ、代替地の居住性の悪さによって、代替地で生活再建をすることが困難になっています。この問題についてはどのようにお考えですか。

- A 国土交通省の約束不履行は非常に問題である B 問題ではない C わからない
D その他()
意見()